

日中韓物流大臣会合 共同声明(仮訳)

韓国(ソウル)、2006年9月7日

1. 我々、日本国、中華人民共和国、大韓民国の物流を担当する大臣は、2006年9月7日に韓国ソウルに参集し、三国の国際物流の現状と今後の共同施策に関して議論した。
2. 三国のGDPは、世界経済の20%を占めるまで拡大している。さらに、三国間の貿易総額が拡大するにつれ、三国の相互依存関係もより緊密化している。貿易総額は2005年には4000億米ドルに達し、2000年に比べ2倍に拡大している。三国間の貿易は主に海上輸送によっているが経済関係が深まることに伴い、物流は益々重要な役割を担うようになっている。
3. しかし、三国の経済社会システムの違いや物流分野における発展の違いは、各国の物流に関する諸制度、手続きの相違を招き、経済交流を阻害している。これらの障害を克服するためには、各國が障害の主な原因を共有し、問題解決に取組むための三国の協力関係を強化することが不可欠である。
4. それゆえ、我々は本日、日中韓物流大臣会合(以下、「大臣会合」という)を開催し、相互協力と意見交換を通じて北東アジアにおいて効率的でシームレスな国際物流を実現するため、積極的に努力することを再確認し、以下を決定した。

第一に、大臣会合は、およそ一年に一回開催し、政府間の協力のチャネルを発展させるものとする。これにより北東アジアにおける安全かつ効率的、低廉でシームレスな物流システム(以下、「北東アジアにおけるシームレス物流システム」という)の創設を促進する。

第二に、三国で開催されている物流に関する既存の三国間会議は徐々に大臣会合に連携させていくことができる。さらに、必要に応じて、それぞれの会議で議論されている内容を大臣会合に報告することができる。

第三に、大臣会合で合意した成果は適切な方法で日中韓首脳会議に報告することができる。

第四に、三国は、大臣会合と同様に、三国の経済団体や企業が、物流に関する協力の枠組みを構築することを歓迎する。例えば、大臣会合とあわせて、民間機関が独自にフォーラムを開催することなどが期待される。

第五に、大臣会合の議題は海上輸送に焦点を当てるが、物流全般を対象とする方向で進める。

第六に、北東アジアにおける安定した物流協力を支援するために、三国は研究機関が特に北東アジアにおけるシームレス物流システムの便益について研究することを歓迎する。

第七に、日中韓物流大臣会合の枠組みについては付属文書 1 として添付する。

第八に、三国が物流における協力を促進するための具体的な事項については、付属文書 2 として添付する行動計画に基づき実施する。

5. 次回の大臣会合は日本において開催する。

付属文書1：日中韓物流大臣会合の枠組み

付属文書2：日中韓物流大臣会合の行動計画

日本国 國土交通省大臣

北 側 一 雄

國 土 交 通 大 臣

中華人民共和国 交通部長

リ・セイリン

交 通 部 長

大韓民国 海洋水産部長官

キム・ソンジン

海 洋 水 產 部 長 官

付属文書1

日中韓物流大臣会合の枠組み

1. 大臣会合の名称は「日中韓物流大臣会合」とする。
2. 大臣会合の参加国は、日本、中国、韓国である。但し、北東アジア地域の他の国も、三国の同意により、大臣会合に参加することが可能である。
3. 大臣会合の目的、代表、議題、仕組みは以下のとおりである。
 - 3.1. 大臣会合の目的は、国際物流に関する情報交換を行うこと、相互協力と意見交換を通じて物流分野の未解決の問題を解決すること、北東アジアにおけるシームレスな物流システムの実現を推進することである。
 - 3.2. 大臣会合は、おおよそ一年に一回、三国持ち回りで開催する。次回の大臣会合の開催地は、前回の大臣会合で決定する。もし三国が同意するなら、第三国での開催も可能とする。
 - 3.3. 大臣会合の代表は、中央政府の物流を担当する大臣とする。代表団は、物流を担当する主要省庁の公務員と物流に関連する省庁の公務員から構成する。必要に応じて民間の専門家も参加する。
 - 3.4. 大臣会合の議題は海上輸送に焦点を当てるが、物流全般を対象とする方向で進める。
 - 3.5. 大臣会合のもと、大臣会合の管理、運営を担う局長級の会議（以下、「局長級会合」という）を設置する。必要に応じて、特定のテーマを議論する専門家会合を組織することができる。
 - a. 局長級会合は、大臣会合を担当する局長で構成する。
 - b. 局長級会合では、大臣会合のスケジュールと議題を検討し、決定する。また、行動計画についても議論する。
 - c. 局長級会合は、おおよそ一年に一回開催する。
 - 3.6. 大臣会合及び、他の会合に関連する費用は、各国で負担する。
4. 大臣会合で合意した成果は、適切な方法で日中韓首脳会議に報告することができる。

付属文書2

日中韓物流大臣会合の行動計画

物流分野における障壁を取り去り、三国の企業の共存を図るための、実りある、有益な日中韓物流大臣会合とするために、日本、中国、韓国は以下に示す事項を共同で促進することに同意した。

1. 物流分野の制度や仕組みに関する不備の改善と、海外に進出する上での問題の解決

三国の民間企業の海外活動を妨げる問題が調査され、必要ならば各國は当該問題について見直しや検討を求められる。

2. 北東アジアにおけるシームレス物流システムの実現に向けた環境整備

三国は、北東アジアにおけるシームレス物流システムの実現に向けた環境整備について意見交換を実施する。そして、北東アジアにおけるシャーシの相互通行に関する調査を実施する。

3. 三国における連結された物流情報ネットワークの構築に向けた努力

三国は、効果的な物流情報ネットワークを構築するため努力する。

4. 北東アジアにおける物流に関する情報の交換

三国は、北東アジアの物流に関するデータベース構築に向けた専門家の研究を支援し、その研究の結果を見直す。加えて、三国は物流分野における統計データ交換の可能性を検討する。

5. 物流設備の標準化

三国は、三国で使用されている国内貨物コンテナを標準化することができる。

6. 緊密な港湾協力の促進

三国は、北東アジア港湾局長会議を通じて、三国の港湾間の協力関係を強化することができる。

7. 物流セキュリティと物流効率化の両立に向けた施策

三国は、関連する情報を共有し、安定した効率的な物流の構築に関する意見交換を実施することができる。そして、海上輸送における電子タグ活用における実証実験を含む物流セキュリティと効率化のための仕組みを紹介することができる。

8. 相互の意見交換、協力、共同研究の促進

三国は、物流に関する研究機関や大学が共同して北東アジアにおける物流協力を促進することを歓迎する。

9. 北東アジア港湾局長会議やその他の会合から報告された物流分野における協議成果の共有

三国は、北東アジア港湾局長会議を含む三国間での会合において協議された物流に関する部分について、大臣会合に成果を報告する。

10. 環境にやさしい物流政策の構築

三国は環境にやさしい物流政策に関して意見交換を行う。

11. 3PLビジネス促進のための環境整備

三国はそれぞれの国における先進的な3PL ビジネス促進の状況を紹介するとともに、3PL ビジネス促進の環境整備に関する意見交換を実施する。

12. 将来のアセアンとの協力の促進

三国は、大臣会合に基づき、物流分野におけるアセアンとの協力の可能性について探求する。

以上